

# 豊平地区 学校配置検討委員会ニュース

発行  
2024年11月

豊平地区では、旭小学校の小規模化による課題の解決等のため、令和5年2月より「学校配置検討委員会」（以下、「検討委員会」といいます。）を設置し、検討を進めております。

令和6年9月24日に第7回学校配置検討委員会を開催いたしました。協議内容につきまして、地域の皆様へお知らせしますので、是非とも多くのご意見をお寄せください。

検討委員会の配布資料等については札幌市教育委員会のホームページに掲載しています。

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/tekisei/toyohira.html>



※第6回検討委員会の後、計2件のご意見等が寄せられました。第6回検討委員会の資料として検討委員会内で共有しております（上記HPで公開）。内容に応じた協議の中で参考とさせていただきます。

## 協議事項1 民間事業者による学校跡活用について

※前回（第6回）の検討委員会の協議を踏まえて、旭小学校の「跡活用」について事務局から趣旨をお伝えし、続いて、学校跡活用を担当するまちづくり政策局から資料に基づく説明を受け、協議しました。

※資料は右記二次元コードよりご覧ください

資料3▶



参考資料2▶

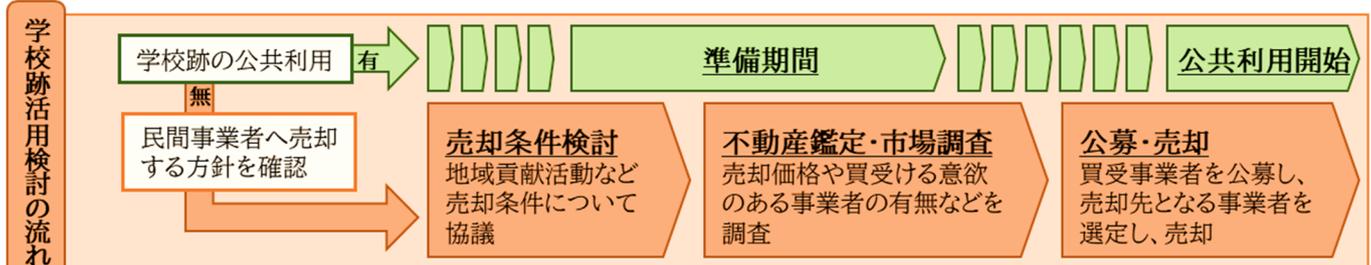


### 事務局からの説明

（学校跡活用について）

- ⇒学校跡活用については、閉校後の敷地・施設を活用して、札幌市内部で利用する意向がある場合とない場合で、流れが異なります。
- ⇒再編校が開校するタイミングが見通せた段階で、札幌市内部で利用する意向があるかどうかを確認することとなります。
- ⇒今回の検討委員会では、公共利用が無かった場合に、どのような流れで跡活用を検討していくことになるのかを確認いただき、跡活用全般についての協議をお願いします。
- ⇒民間へ売却する際の条件等を検討するのは、校舎改築工事の設計業務を経て、開校までのスケジュールが定まってからとなるので、意見書提出からは数年先となります。

【参考資料2 抜粋】 ※ニュース用に編集しています。当日配布した資料は公式HPに掲載しています。



※学校跡活用の流れについては、協議の状況や調査の結果によって変更となる可能性があります。

## まちづくり政策局から

⇒小学校は地域に開かれた施設という側面もあるため、これまで札幌市では、公共利用の予定がない閉校した小学校の跡地・跡施設について、地域の皆様と話し合いながら売却条件などを検討し、民間事業者へ売却するといった取組を実施。

⇒民間事業者に売却する際は、「公募提案型売却」という方法を採用。

### ○公募提案型売却とは

- ・所定の地域貢献活動の実施等を条件に事業者の提案を募集
- ・学識経験者等により構成される審査委員会にて事業内容や経営状況、地域貢献活動など、各事業者の提案内容等を総合的に審査し、売買契約候補者を決定

### ○主な売却条件等

- ・地域貢献活動に関する条件（例：地域交流スペース、緊急時の避難場所 等）
- ・所有権移転から10年間、提案した事業内容を実施
- ・売買契約締結前に地域説明会を実施

⇒近年では、厚別区の旧上野幌西小や南区の旧石山南小、旧石山東小において、地域の皆様で話し合った売却条件に基づいて民間事業者による学校跡活用が実施されている。

## 意見・質疑応答の概要

※類似の発言内容をまとめるなど文言を整理して掲載しています。

※「●」・・・委員からの意見、質問等

※「⇒」・・・委員、札幌市・教育委員会職員からの説明、回答

- 跡活用検討委員会が設置された場合、どのくらいの期間協議するものなのか。また、委員会は誰が委員となるのか。
- 新しい学校の開校と、跡活用した施設がオープンする時期はかならずしも同時ではないのか。
- これまで学校再編後に公共利用を行った事例はどのようなものがあるのか。
- 仮に旭小の跡活用をするとなった場合、校舎は相応に築年数が経過しているが、その校舎も含めての活用となるのか。
- 豊平まちづくりセンターや児童会館がある建物の跡活用の検討はどうなるのか。

⇒【まちづくり政策局都市計画部地域計画課】

- ・跡活用検討委員会での協議期間は、1～2年くらいの想定です。委員会の構成員は、学校配置検討委員会と同じく、地域の代表、PTA代表のみなさまを中心に、ご相談したいと考えています。
- ・統合校が開校してから、なるべく短期間で跡活用施設がオープンするのが望ましいと考えているので、教育委員会と連携しながら跡活用の検討について進めていきます。
- ・小学校については、地域に開かれた施設という側面があるので、地域のみなさんのご意見を聞きながら公募条件を調整しますが、児童会館やまちづくりセンターについては、公共利用がない場合は、一般競争入札で売却するのが基本となっています。

## ⇒【教育委員会】

- ・ 公共利用の事例としては、旧豊水小跡を札幌市公文書館・豊水まちづくりセンターとしている例や、旧曙小跡をあけぼのアート&コミュニティセンターにしている例、旧真駒内小跡を市立札幌みなみの杜高等支援学校として活用している例などがあります。
- ・ 事業者がどのような用途で活用するかにもよりますが、校舎の建物を解体、新築する場合もあれば、改修してそのまま活用する可能性もあります。

## 【協議結果】

- ◆旭小学校の跡活用については、新しい学校が開校するまでのスケジュールが明確になった段階で公共利用に係る調査を行い、その結果、公共利用が見込まれない場合は、公募提案型売却にて民間事業者への売却を検討する。
- ◆民間事業者への売却条件を検討する協議体は、学校配置検討委員会とは別に組織する。

## 協議事項2 これまでの議論の整理と意見書の作成について

※資料は右記二次元コードよりご覧ください

資料4▶



※検討委員会での協議内容を意見書としてまとめるため、事務局で作成した意見書（案）（資料4）を参考としながら、意見書の内容について協議しました。

## 中の島小に近い地域を指定変更区域とすることの是非について

### 事務局や各校長からの説明

（指定変更区域について）

- ⇒学校側としては、指定変更区域があると、年度が始まる直前まで入学児童数が確定せず、学級数や教室配置、カリキュラムを組むなどの学校運営が難しくなります。指定変更区域がない方が、児童の受入環境の準備が整うという点でもいいと考えます。
- ⇒身体的理由により通学が難しい、教育上特別の理由があるなど、教育委員会で定める条件に該当し、教育委員会へ申請いただくことで通学区域外の通学が認められる場合がありますが、距離が近いからという理由での通学区域外への通学は認めておりません。
- ⇒現在でも一定数の通学区域外からの通学はありますが、教育委員会で定める条件に基づき、事前に申請される範囲であれば、学校として対応できています。

- 指定変更区域を設定しないという事については、理由も含めて納得できた。
- 教育委員会の定める条件や、ちゃんと申請をしなければ通学区域外の通学はできないということについて、これを機に知識をつけていかなければならないと感じた。
- もしこれから入学する子どもの保護者から相談を受けた場合、手続きや、申請する場合でも事前に学校や教育委員会へ相談するよう助言していきたい。

## 再編後の小学校の学校名等について

- 歴史と伝統のある豊平小の名前を大事にしたいという考え方もあるし、新たな校名で新しい学校と一緒に作るという考え方もある。変えるとしても皆さんから意見をもらって検討していくべきだと思う。

### ⇒【教育委員会】

- ・校名を変える場合、新しい学校の具体的な校名の決定については、改めて別の枠組みでの検討を想定しています。
- ・次回検討委員会で、改めて意見書に記載する文言についてご意見をいただければと考えています。

### 【協議結果】

- ◆指定変更区域については、設定しない。
- ◆これまでの協議を踏まえ、教育委員会に提出する意見書について引き続き検討する。

## 次回の検討委員会について

- ▶会議名 第8回 豊平地区 学校配置検討委員会
  - ▶開催日時 2024年(令和6年)12月11日水曜日 16時00分～17時30分
  - ▶開催場所 豊平会館(豊平区豊平6条7丁目1-12)
- ※検討委員のみが参加する会議のため、一般の方は入場できません。内容は後日ニュースレターやホームページでお知らせします。また、日程は都合により変更となる場合があります。

### 次回(第8回)検討委員会の議題(予定)

- ▶第7回検討委員会の振り返り
- ▶地域や保護者の皆様から寄せられた声の紹介
- ▶意見書作成に向けた検討
- ▶その他、当日協議を行う必要があるもの

ご意見、ご質問は、下記事務局までお寄せください。

## 豊平地区 学校配置検討委員会事務局

- ▶札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課(学校配置マネジメント担当)
- ▶電話:011-211-3836 FAX:011-211-3837
- ▶e-mail: [gakkokibo@city.sapporo.jp](mailto:gakkokibo@city.sapporo.jp)

検討委員会の開催概要は札幌市教育委員会のウェブページにも掲載しています。

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/tekisei/toyohira.html>

学校規模適正化 豊平

検索



さっぽろ市  
02-S01-24-2187  
R6-2-1446

SAPPORO